

フェイスブックページ「島原旅たより」相互シェアネットワークに関する要項

1 目的

フェイスブックページ「島原旅たより」（以下、「旅たより」）で島原の旬の情報を積極的かつリアルタイムに発信することを目的に、団体・企業が運用するフェイスブックページとのシェアについて適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 運用管理責任者

島原市産業部しまばら観光おもてなし課長

3 運用管理者（「旅たより」へのシェアを行う者）

島原市職員及び運用管理責任者が認めた者

4 「旅たより」へのシェア

（１）「旅たより」へのシェアを行う内容は、フェイスブックページ「島原旅たより」相互シェアネットワーク（以下、「ネットワーク」）に加入している団体・企業（以下、「会員」）の運用するフェイスブックページで、当ページの目的達成の為に有益であると判断される記事（島原市内の行事やイベント情報、風景、観光情報など）とする。ただし、以下に該当するものはシェアしない。

- ①法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
- ②特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ③政治、宗教活動を目的とするもの
- ④著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ⑤広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑥人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ⑦公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- ⑧虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- ⑨本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ⑩有害なプログラム等
- ⑪わいせつな表現などを含む不適切なもの

⑫その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(2) 会員は、「旅たより」へのシェアを希望する記事がある場合、運用管理者に連絡することとする。運用管理者は、会員から連絡があった場合、すみやかに当該記事を確認し、シェアを行うものとする。また、運用管理者は、可能な範囲内で定期的に会員のフェイスブックページを確認し、シェアを行うものとする。

5 「旅たより」のシェア

ネットワーク加入者は、可能な範囲内で「旅たより」の積極的なシェアを行うものとする。

6 ネットワークへの加入

ネットワークに加入しようとする者は、加入申込書を提出し、運用管理責任者の承認を得て、会員になることができる。

7 加入の要件

原則として島原市内で活動している団体または企業等であること。個人の加入は認めない。

8 会員の期間

2月1日から翌年の1月31日までとする。ただし、期間途中でのネットワークへの加入については、会員になった日から1月31日までとする。

9 著作権

シェアしたフェイスブックページの文書や写真などの情報の著作権は、記事作成者に帰属する。

10 免責事項

(1) 運用管理者は「旅たより」へのシェアを細心の注意を払って行うが、シェアした記事の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。

- (2) 運用管理責任者及び運用管理者はシェアしたページの内容について責任を持つものではなく、一切の責任はページ作成者に帰属する。
- (3) シェアしたページは、市の公式見解ではない。

(附則)

この要項は、平成27年10月22日から施行する。